

日ミャンマー協力プログラム

2016年3月末に発足したNLD（国民民主連盟）率いるミャンマー新政権は、経済分野では国民の生活の質の向上を最優先目標とし、農業・教育・保健医療・財政金融等を重点分野として掲げている。日本はミャンマーの信頼できるパートナーとして、新政権の政策方針に基づくミャンマーの国造りに官民挙げて全面的に協力する考えである。本協力プログラムは、今後の国造りに不可欠な重要テーマについて、今後日本が行っていく支援・取組の方向性と具体的なプロジェクトを整理することで、日緬両国政府間で認識を共有し、効果的な協力を実施していくために作成するものである。

ミャンマーは、5,000万人を超える人口を抱え、中国・インド・ASEAN諸国に近接する地理的要衝にあり、近年の貿易投資の自由化等により年7～9%の経済成長を実現した。しかし、これまでの経済成長は、不動産・貿易・流通小売・観光等の分野に偏っており、一次産品を輸出して工業製品を輸入する貿易構造は変わらず、貿易赤字は拡大傾向にある。今後は、貿易投資の一層の自由化に加えて、国内産業を育成し、雇用創出から所得向上といった国民生活の質の向上を実現していくための、より具体的な政策が必要になる。

そのための鍵は、「地方と都市のバランスの取れた発展」である。ミャンマーは人口の約7割が地方農村部に居住し、その約半数が土地なし農民であるが、豊かな自然環境は多様な農林水産品の生産を可能にしており、農林水産業は大きな潜在力を秘めている。従って地方農村部で農林水産業の生産性を向上させ、また地方インフラを整備することでその周辺に立地する食品加工等の関連産業が振興し、農家の所得・生活水準を向上させることが可能となる。同時に、都市部では、その地理的優位性や安価で良質な労働力を活かし、貿易投資の更なる自由化に加えて産業インフラや国内制度の整備等により、製造業の集積を形成することが可能となる。雇用や技術移転につながる外資を誘致し、裾野産業育成も含めて地場企業とのウィン・ウィン関係を促進することで、地方農村部の余剰労働力を吸収し、幅広い国民に所得と技能をもたらすことができる。製造業が牽引する雇用と所得の拡大は、農林水産品に対する国内需要の拡大を通じて、地方農村部の発展にも貢献する。これは、ミャンマーの5カ年計画に掲げられている「都市＝地方シナジー開発戦略」を基礎としつつ、その中にNLD政権が重視する一般国民への裨益を明確に位置づけた考え方である。

こうした地方と都市の発展の好循環を作り出すために、最も重要と思われる9の柱から成る協力プログラムを策定する。

I 「地方の農業と農村インフラの発展」

- II 「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」:
- III 「都市部の製造業集積・産業振興」
- IV 「地方と都市を結ぶ運輸インフラ整備」
- V 「産業発展を可能とするエネルギー協力」
- VI 「都市開発・都市交通」
- VII 「金融制度整備支援（政策金融／民間金融）」
- VIII 「国民をつなぐツールとしての通信・放送・郵便」
- IX 「国民生活に直結する保健医療分野の改善」

これら9の柱に基づく協力により、農村部と都市部双方において生活水準の向上、裾野の広い雇用・所得向上、より健康で文化的な生活の実現を目指す。これらの取組は相互に強い関連性を持っており、日緬両政府が分野横断的な連携をとることで、より効率的な発展に資することが期待される。

日本は、この日ミャンマー協力プログラムを通じて、ミャンマーの実情を踏まえつつ日本の知見と経験を活かし、ミャンマーの農村と都市のバランスの取れた発展を力強く支援していく。プログラムの実施にあたっては、優先分野と協力の順番について、日ミャンマー両国が緊密に調整しながらすすめることとする。

I 地方の農業と農村インフラの発展

農林水産業は自然を相手にするものであり、直ちに成果を得ることが難しい産業であることから、多々ある課題について優先順位を付けつつ、農村インフラ整備や営農技術普及、魚類種苗生産や養殖技術普及、研究開発といった中長期的な対策を行うことが重要。同時に、農民向け金融等、短期的に農家の所得向上につながる足の速い対策も実施する。農道を含む農村インフラ整備は、保健・教育サービスへのアクセスを向上し、農村部の生活環境の改善を図る意味でも重要な課題。

1 農民向け金融の充実

農産物の収穫後に返済可能な長期資金の貸付、小規模農家が資金を確保できるような対象農家の拡大、農業機械の導入に必要な中長期中規模資金の貸付を可能とするため、農業開発銀行（MADB）を通じた長期・低利融資の拡充に必要な協力を実施する。

2 農業・農村インフラ整備と併せた営農技術の指導

農業の生産性向上、農民の所得向上を図るため、灌漑施設や農道等のインフラ整備、ミャンマーの天候・土壌に適した種子普及及び栽培技術や収穫後処理などに係る営農技術指導を併せた協力を実施する。また、家畜が重要な労働力、

現金収入源である農村住民に対して役畜等の飼養の安定化，畜産物の生産拡大を図るため，口蹄疫対策等の家畜疾病の蔓延防止に関する協力を実施する。更に，農村開発においては生業である農業の生産性向上のみならず，保健・教育を含む生活環境の改善も一体的に推進することが重要であることから，農村インフラの整備に努める。

3 研究開発能力の向上

営農普及部局とも連携しつつ，農民のニーズに沿った研究を展開するため，農業分野の人材育成に関する協力を実施する。

4 機能的な営農技術普及システムの構築

小規模農家の生産性・品質向上を図るため，広範囲の農家へ必要な営農技術が効果的に移転できるような営農技術普及システムを構築するための協力を実施する。また，農薬管理に関する行政システムの確立について，検討する。

また，現在実施している技術協力プロジェクト等との連携・成果の活用により効率的な普及の実現に向けた協力を実施する。

5 民間投資の活用

コールドチェーンの整備や契約栽培等による高付加価値農産物の生産には，民間投資が不可欠であり，今後も官民連携による日ミャンマー農林水産業・食品協力対話を実施する。

II 国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出

教育サービスの向上は，児童の適切な人格形成と同時に，産業発展のための人的資本の基盤としても重要。こうした観点から，初等教育の完全修了や教育の質の向上を目指した基礎教育の拡充を支援する。また，特に雇用吸収力のある産業に着目し，産業のニーズを踏まえた人材育成と，雇用のマッチングを強化する必要がある。こうした観点から，職業訓練制度の改善，産業人材の育成，労働者の権利保護が重要となる。

1 基礎教育の拡充

初等教育の完全修了・教育の質の向上を実現するために，学校建設や図工・体育等を含むカリキュラム支援・教員の能力の向上等に協力する。

2 産業人材育成の強化に繋がる高等教育の拡充

雇用吸収力の高い産業を育成することによる雇用機会の創出と併せて，当該産業が求める人材を早急に育成・供給することが必要。「産業人材育成協力イニシアティブ」に基づき，ミャンマーにおける人材育成ニーズを踏まえ，①実践的技術力，②研究・設計・開発力（イノベーション力），③経営・企画・管理力のある人材の育成に協力する。特に，②の高度産業人材育成をはかるために，工科大学，医科大学，農業大学等の高等教育機関に対する支援，工学人材育成

ネットワーク形成，大学教員の日本留学等を通じた専門知識の拡充を行う。

3 職業訓練制度の改善

技能労働者の早急な育成と産業界が求めている人材確保のために，現在の職業訓練及び技能評価も踏まえながら，地場企業と外資企業及び労働者双方に裨益する職業訓練制度の改善と必要なインフラ整備にむけて協力する。また，日ミャンマーの官民が連携し，確実に就職に繋がる人材育成と企業とのマッチングの推進に協力する。

4 行政官の育成

産業政策をはじめ国の開発政策を担う行政官に，日本の行政組織の知見を共有し，専門性を有し，かつ現場の実情を踏まえた政策立案・実施の実現にむけて協力する。

5 労働者の権利の保護

労働者の権利の保護を実現するために，日本の知見も活用し，国際基準に則った労使関係の構築の実現に向けた協力を行う。

Ⅲ 都市部の製造業集積・産業振興

国内雇用を創出する製造業の発展には，集中的な産業インフラ整備や投資誘致策等により都市部に産業を集積することが不可欠。製造業は近隣諸国との立地競争に晒されているが，効果的な投資環境整備と同時に近隣との補完関係や外資との連携強化によって，競争力を発揮できる。このため，日緬官民連携の象徴であるティラワ経済特区開発や日緬共同イニシアティブ等を通じて，ハード・ソフト両面で支援する。

1 インフラと連結性の向上

ティラワSEZ工業団地等の開発を実施し，電力・水・港湾・道路・通信等の関連インフラを整備するとともに，ワンストップサービスセンター等の投資環境整備，投資促進能力の向上を図る。また，ASEAN統合を見据えた税関行政の近代化支援や，適切な環境法制の確立と環境行政の体制整備に貢献する。

2 予見可能で効率的なビジネス環境・制度基盤整備

専門家派遣や日緬共同イニシアティブの官民対話を通じて，ビジネス・投資環境関連法制の基準・運用の明確化，手続きの迅速化等，重複するルールの簡素化等に向け協力する。また，知的財産制度整備に向けた協力を行うとともに，流通分野におけるビジネス環境の制度基盤を整備し，ミャンマーの流通近代化を後押しする。さらに，繊維・素形材等の有望産業の振興について政策対話等を通じて日本の知見を共有する。

Ⅳ 都市部と地方を結ぶ運輸インフラ整備

人の移動や物流にかかるコストを下げる効率的な運輸インフラの整備なくして産業の発展は望めない。他方、運輸インフラ整備には多大な初期投資が必要となるため、社会経済的な波及効果を考慮し、明確な優先順位付けのもとに段階的・効率的な整備を進める必要がある。こうした観点から、都市間ネットワーク、人材育成、既存インフラの活用等が重要となる。

1 都市間ネットワークの充実

陸・海・空の交通網のハード・ソフト両面の体系的な整備に協力することにより、国内各都市間の連結性を向上させ、円滑で確実な経済成長につなげる。また、効率的な国内貨物輸送を実現するため、大都市圏及び中核都市との都市間ネットワークの強化を図る。

2 インフラ整備と人材育成の一体的取り組み

これらのインフラ整備のみならず、効率的な物流・人流ネットワークを継続的に確保するため、インフラ整備と制度構築支援、インフラ施設の運用・維持管理に関する技術移転を目的とした人材育成を一体的かつ効果的に進める。

3 近隣諸国との連結性強化

ミャンマーは、大きな生産拠点・市場をもつ中国・タイ等と隣接し、またメコン地域にとってのインド洋へのゲートウェーであり、東西経済回廊、南部経済回廊等国際幹線道路網のミャンマー国内部分の整備を通じてこれらの国々との連結性の強化に協力し、近隣諸国の成長をとり込む基盤づくりを支援するとともに、沿道地域を中心に、地方の発展も目指す。

4 既存インフラの活用・強化

事故が多発するヤンゴン～マンダレー高速道路に代表される既存インフラの安全性の向上を目指す。同時に、既存インフラシステムの活用・充実を図り、鉄道や自動車交通、内陸水運の旅行速度・定時性を高め、人流・物流の利便性の向上につなげる。

5 交通結節点における施設の拡充

空港・港湾等の各交通モードが結節する地点におけるインフラ施設や通関・荷さばき関連施設等の拡充に協力することにより、人流・物流の効率化につなげる。

V 産業発展を可能とするエネルギー協力

電力の安定供給は、国民生活の向上と産業の発展のために不可欠。飛躍的な経済成長に伴うエネルギー需要増に対応するためには、電源開発と送配電インフラの整備を、現実的かつ着実に進める必要がある。こうした観点から、LNGの導入も含めた中長期的に最適なエネルギーミックスの検討や既存施設のリプレイス等の短期的な対策に対する協力を行う。

1 中長期的に最適なエネルギーミックスの実現

ミャンマーが実現可能かつ望ましいエネルギーミックスを実現するため、両国政府間でエネルギー政策に関する対話を行い、両国間で協力のあり方を検討するとともに、エネルギー政策人材の育成について協力する。

2 短期的な対策

短期的に発電量を増やす取組として、既存のガス火力発電所をより効率のよいものにリプレースすべく、現況調査、それを踏まえたフィージビリティ・スタディを行う。その他、送配電の各部門において必要とされる協力を検討・実施する。

VI 都市開発・都市交通

経済成長に伴い今後は更に都市化が進むため、都市住民の快適で安全な生活を確保する政策と、右を実現するインフラ整備が必要となる。このため、長期的な都市計画に基づく秩序ある開発、防災対策、住宅・都市交通等のインフラ整備を支援していく。

1 都市開発

ミャンマーの社会経済活動の中心としての活力を維持し、持続可能な経済成長を実現するための最初の取組として、ヤンゴン都市マスタープランのレビューを実施する。その上で、老朽化が進む都市インフラの更新をはじめとする既存市街地の再開発と同時に、未開発地域への新規インフラの拡充も視野にいれつつ、今後の都市開発政策の立案を行う。また都市防災に関し、既存建築物の安全性の向上に向けた協力等を順次展開していく。その際、開発と保全が調和した計画的な都市作りを実現するため、関連法制度の整備とともに都市計画・開発に携わる人材の育成にも注力する。併せて、都市に流入する人口に対応した住宅供給政策を支援し、包摂的な都市社会形成にも配慮する。

2 都市交通整備の促進

ヤンゴン市内の交通渋滞の解消や交通安全確保に向けて、都市交通マスタープランのレビュー、総合的交通対策の実施に向けた協力を展開する。その際、公共交通指向型開発（TOD）の促進や鉄道サービスの総合的向上、水上交通の活用など、ヤンゴン等の大都市における交通システム等の早期改善に必要な協力を展開する。その際、日本の都市インフラ整備にかかる知見、経験を活かし、ミャンマーの実情に合致した協力を実施する。

VII 金融制度整備支援（政策金融／民間金融）

金融は経済の血液として、社会経済の発展に欠かせない基礎インフラの一つ。こうした観点から、ミャンマーのさらなる経済発展を実現するため、政策金融

と民間金融の両面において、一層の制度整備や人材育成を進めていく。

1 政策金融

ミャンマーにおける国民貯蓄を発展の資金源として活用することができるよう、政策金融の制度整備を順次展開していく。

特に、信用保証保険の活用も含め、貧しい農民の生活や十分や担保がない零細企業の資金調達の改善につながる、政策金融制度の制度整備を行う。また、農業金融については、ミャンマー農業開発銀行（MADB）の融資審査能力向上支援も行う。

2 民間金融

近年実現した外銀支店開設の解禁や、ヤンゴン証券取引所の開設を足掛かりとして、民間金融の更なる発展に必要な技術支援を展開する。

具体的には、金融監督当局の能力向上や証券取引所の円滑運営・発展のための取組を一層進めるとともに、民間金融・資本市場支援計画の策定に向けた検討を行う。

VIII 国民をつなぐツールとしての通信・放送・郵便

通信・放送・郵便といった国民のコミュニケーション・ツールの充実は健全な社会の発展と産業の促進に不可欠であり、現代民主主義社会には欠かせない基盤となっている。このために必要な基本インフラの整備、政策の立案、人材育成等に協力する。

1 基本インフラの整備

国民間のコミュニケーションの活性化、都市部と地方の間の情報共有促進、両国の相互理解の促進に向け、通信や放送、郵便を支える基本インフラ（基幹通信網、放送機材、放送コンテンツ、郵便ネットワーク等）の整備に協力する。また、安全・安心な情報通信社会の構築に向けて協力する。

2 政策立案・実施の支援

日本の通信・郵便政策の知見を共有し、専門性をもった政策立案・実施の実現に向けて協力する。

3 人材育成

基本インフラを支える人材や、国民への正確・中立・公正な情報発信を支える放送局の人材の育成に協力する。

IX 国民生活に直結する保健医療分野の改善

国民がより健康で安心できる生活を送るために、地方・都市双方において保健医療サービスの改善は不可欠。このため、保健システムの強化や保健医療人材の能力強化、感染症の対策の協力を行う。

1 保健システムの強化

母子保健サービスや疾病予防対策を含む基礎保健サービスの提供体制強化のため、保健省の行政官の能力強化、地方・末端を中心とした保健医療施設の整備とレファレルの強化に協力する。

2 保健医療人材の能力強化

保健医療人材の現状分析を踏まえ、今後の保健医療サービスの質を向上させるための人材の能力強化に協力する。

3 感染症対策

特に3大感染症（結核、マラリア、HIV）の感染率を低下させるため、戦略策定・感染症対策プログラムの強化に協力する。

（了）